

◇改正内容 民生委員の定数を1,466人から1,469人に増員。(+3)

(施行日 令和4年12月1日)

※令和4年第2回定例会にて議決済

定数について

民生委員の定数については、3年に1回の一斉改選に合わせ、地域（校区）からの要望をもとに、以下①～③に示すルールに従い見直しを行っている。

なお、直近では令和4年12月1日に一斉改選を実施する。

- ① 世帯数基準 … 220～440世帯ごとに民生委員・児童委員1人（指定都市配置基準）
- ② 町内新設・分割 … 町内の新設・分割に伴う新規配置
- ③ 地域的要因 … 担当地域の面積、公営団地の有無（高齢者、要保護者）等

今回の増員の内訳は、①の世帯数基準による増が2人、③の地域的要因による増が1人。

【民生委員定数の推移】

○民生委員・児童委員定数

(単位:人)

	H22.12.1	H25.12.1	H28.12.1	R1.12.1	R4.12.1	今回増加数
民生委員・児童委員	1,281	1,290	1,299	1,311	1,314	3
主任児童委員	135	146	153	155	155	0
合 計	1,416	1,436	1,452	1,466	1,469	3
※前年比		20	16	14	3	

《参 考》	世 帯 数	313,413	325,698	333,009	342,174	350,186	※R4.3.1住基
※市全体	人 口	725,466	734,141	733,137	732,780	729,195	

○単位民児協数

(※民生委員法第20条に基づく法定(単位)民児協)

(単位:校区)

	H22.12.1	H25.12.1	H28.12.1	R1.12.1	R4.12.1	今回増加数
単位民児協	65	70	74	74	74	0